

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和5年3月市議会提出分②）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市保育所及び小規模保育事業所条例等の一部を改正する条例	厚生労働省令等の改正に伴い特定児童福祉施設の運営に関する基準等に関し安全計画の策定等を定めるとともに、子ども・子育て支援法等の改正に伴い所要の規定の整備を図るものです。	令和5年 3月議会 議案 第46号	パブリック コメント	R5.1.10 ～ R5.2.8	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様に意見を聴きました。	障がい福祉課 089-948- 6407 子育て支援課 089-948- 6409 保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。